

[扶養控除等申告書記入の注意点]

1. 給与の支給を受ける人（パートタイマー、アルバイトの人も含む）はこの申告書を必ず提出して下さい。
 - 扶養する人がいない場合には住所氏名等の記入だけで結構です。
 - 「あなたの氏名、住所」の欄は、印鑑、生年月日及び郵便番号の記入もお願い致します。
 - 給与支払者の名称所在地についてもご記入下さい。
 - 年末調整を行うときまでにこの申告書を提出していない方は、年末調整ができませんので、期限を守って頂くよう、お願い申し上げます。
2. 中途入社の方で前職がある場合には、前の勤務先の源泉徴収票をこの申告書に添付して下さい。
 - 前職分の源泉徴収票が無い場合には、前の勤務先に連絡をして必ず発行してもらって下さい。
 - 前職分の源泉徴収票が無い場合は年末調整ができませんので、個人で確定申告していただきます。
 - 平成 26 年 1 月 1 日から現在入社するまで収入の無い人は、その旨を申告書の欄外にメモして下さい。
記入例：「1～3 月まで病気療養の為無収入」「3/25 に〇〇学校卒業」「1/1～2/15 まで就職していないため無収入」、「1/1～5/20 まで雇用保険を受給していた」などです。
3. 控除対象配偶者の欄は、妻あるいは夫を扶養している場合にその妻あるいは夫の氏名、生年月日、職業及び、年間所得の見積額を記入して下さい。
 - 働いていない場合の年間所得の見積額には「0」を記入して下さい。
給料以外の収入がある場合には当税理士法人にご相談下さい。
 - パートタイマー、アルバイト等により給料をもらっている場合でも、平成 26 年 1 月 1 日～12 月 31 日（12 月は見積りでよい）までの収入を合計して 103 万円以下なら扶養に該当します。
4. 扶養親族の欄は、両親、子供等を扶養している場合に記入して下さい。
 - 両親、子供がパートタイマー、アルバイト等の給料がある場合には上記 3 と同様に記入をお願いします。
給料以外の収入がある場合には当税理士法人にご相談下さい。
5. 障害者等の欄は、該当するものがあれば記入して下さい。
 - 記入例「〇〇〇〇 身体障害者手帳 3 級 平成 10 年 8 月交付」等

平成27年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書



この申告書は、あなたの給与について配偶者控除や扶養控除、障害者控除などの控除を受けるために提出するものです。
 この申告書は、控除対象配偶者や扶養親族に該当する人がいない人も提出する必要があります。
 この申告書は、2か所以上から給与の支払を受けている場合には、そのうちの1か所にしか提出することができません。

所轄税務署長等	給与の支払者の名称(氏名)	〇〇〇〇株式会社	(フリガナ) あなたの氏名	東京 一郎	世帯主の氏名	東京 一郎	配偶者の有無	有	従たる給与についての扶養控除等申告書の提出(提出している場合は、〇印を付けてください。)
税務署長	給与の支払者の所在地(住所)	東京都〇区〇町〇丁目	あなたの生年月日	平成 38 年 3 月 10 日	あなたの住所(郵便番号)	東京都〇区〇町〇丁目	あなたの性別	本人	
市区町村長			あなたの住所又は居所						

あなたに控除対象配偶者や扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生のごいずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。

区分等	氏名	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	平成27年中の所得の見積額	異動月日及び事由
A 控除対象配偶者	東京花子		昭和37.5.18	同上	300,000円	
B 控除対象扶養親族(16歳以上)(平成21.1以後生)	1 東京次郎	長男	昭和1.4.19	同上	0	
	2 東京三郎	次男	昭和6.5.1	同上	0	
	3 東京栄一郎	父	昭和8.10.18	同上	0	
	4					
	5					
C 障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生	① 障害者	本人		左記の内容(この欄の記載に当たっては、裏面の「3. 記載」についてのご注意)の2をお読みください。		異動月日及び事由(平成27年中に異動があった場合に記載してください。)
D 他の所得者が控除を受ける扶養親族等	氏名	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	異動月日及び事由	控除を受ける他の所得者の氏名、続柄、住所又は居所

- ◎ この申告書及び裏面の「申告についてのご注意」等は、平成26年9月1日現在の所得税法等関係法令の規定に基づいて作成してあります。
- ◎ 「主たる給与」とは、この申告書を提出した給与の支払者から受ける給与をいい、「従たる給与」とは、それ以外の給与の支払者から受ける給与をいいます。
- ◎ 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者に該当する場合には「老人控除対象配偶者又は老人扶養親族」欄に〇印を付けてください。
- ◎ 控除対象扶養親族が老人扶養親族に該当する場合には、その老人扶養親族が同居老親等に該当するときは同欄の「同居老親等」の文字を、同居老親等以外の老人扶養親族であるときは「その他」の文字を〇で囲んでください。また、控除対象扶養親族が特定扶養親族に該当する場合には、「特定扶養親族」欄に〇印を付けてください。
- ◎ この申告書の記載に当たっては、裏面の「申告についてのご注意」等をお読みください。

○住民税に関する事項

(住民税に)関する事項(16歳未満の扶養親族(平成21.12以後生))	氏名	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	平成27年中の所得の見積額	異動月日及び事由
1	東京四朗	子	昭和13.10.7	同上	0円	
2						
3						

◎ 「16歳未満の扶養親族」欄は、地方税法第45条の3の2第1項及び第2項並びに第317条の3の2第1項及び第2項に基づき、給与の支払者を經由して市区町村長に提出しなければならないとされている給与所得者の扶養親族申告書の記載欄を兼ねています。

※給与の収入が無く無職の場合、所得の見積額の欄には【0(ゼロ)】を必ず記入をお願いします。

※所得の見積額が38万円を超える人は、控除対象配偶者または控除対象扶養親族に該当しません。

※扶養親族のうち「平成5年1月2日から平成9年1月1日」の間に生まれた人は特定扶養親族に該当します。
 その場合は該当する扶養親族の欄に〇の記入をお願いします。

※扶養親族の内「昭和21年1月1日」以前に生まれた人は

老人扶養親族に該当します。
 その老人扶養親族が本人または配偶者の父母や祖父母で同居を常としている場合には「同居老親等」に〇を、
 それ以外は「その他」に〇を付してください。

[保険料控除申告書兼配偶者控除申告書記入の注意点]

1. 生命保険、地震保険料控除を受ける場合には、加入している保険会社からの控除証明書を必ず添付して下さい。(保険会社から10~11月ごろに送られてくるのが普通です。
 - 例外として、控除証明書を紛失した場合には、今年中に支払った保険料の領収書を添付して下さい。
(ただし、再発行の手続きは必ずして下さい)

➤ 注意点

 - ① 平成24年1月1日以降に生命保険会社または損害保険会社等と締結した保険契約等(以下「新契約」といいます)のうち介護(費用)保障、または医療(費用)保障を内容とするものについて、「介護保険料控除」(適用限度額4万円)が設けられました。
 - ② 新契約に係る一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除の適用限度額は、それぞれ4万円となります。
 - ③ 一般生命保険、個人年金については保険料控除証明書に記載されている「新」「旧」区分を必ずご記入下さい。
 - ④ 平成19年度より損害保険料控除が改組され、損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料等の合計額(最高5万円)を総所得金額等から控除する地震保険料控除とされました。
 - ⑤ 経過措置として、平成18年12月31日までに締結した「長期損害保険契約等」については、平成19年以後の各年において、従前の損害保険料控除と同様の金額の控除(最高1万5千円)が適用されます。
 - ⑥ 「長期損害保険料」と「地震保険料控除」の両者を適用する場合は合わせて最高5万円とされています。
 - ⑦ いずれにしても控除証明書の添付が必要になってきますので添付して下さい。
2. 生命保険、地震保険料控除欄の記入のしかたが不明な時は、控除証明書の添付があれば当税理士法人担当者が記入します。
3. 社会保険控除の欄は、平成25年中に支払った国民健康保険、国民年金を記入します。
 - 平成26年中に実際に支払った金額を記入するので、平成25年分でも平成26年中に支払い済みのものは記入する金額に含めて下さい。
 - 国民健康保険料は原則として領収書の添付は必要ありませんが、計算等がわからない方は領収書を添付して頂ければ当税理士法人担当者が記入します。
 - 国民年金保険料控除を受ける場合には、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」の添付が必要になります。
(11月上旬に葉書サイズの証明書が被保険者宛に送付されます)
4. 小規模企業共済掛金控除を受ける方は証明書の添付が必要です。
5. 配偶者特別控除は、所得者が生計を一にする配偶者(合計所得76万円未満に限ります)で控除対象配偶者に該当しない人を有する場合に、その所得者本人の所得金額の合計額から38万円を限度として控除するものです。
配偶者の合計所得が38万円未満であるとき又は76万円以上であるときは、配偶者特別控除は受けられません。例えば、パート等の給与収入のみの場合では、年間収入が103万円を超え141万円未満の方が対象となります。

昨年との変更点

中小企業等協同組合法の一部改正に伴い、生命保険料控除の対象となる共済契約の範囲に、共済協同組合連合会(火災共済の再共済の事業を行う協同組合連合会)の締結した生命共済契約を加え、地震保険料控除の対象となる共済契約の範囲に、火災共済協同組合の締結した火災共済契約に代えて、火災等共済組合の締結した火災共済契約を加えることとされました。

この改正は、平成26年4月1日以後に支払う掛金について適用されます。

Header information including tax authority, taxpayer name (東京 一郎), spouse name (東京 花子), and address (東京都○区△町■丁目).



給与所得者の保険料控除申告書

給与所得者の配偶者特別控除申告書

Main form for insurance premium deductions, including tables for general life insurance, medical insurance, and earthquake insurance, with calculation formulas and amounts.

Main form for spouse special deduction, including income summary table, spouse special deduction early table, and social security deduction information.

Vertical text on the right side of the page, likely a notice or instruction.

控除証明書に記載されている契約区分に従って、記載してください。

※生命保険料控除 「保険金等の受取人」は、ご本人または配偶者や親族であることが必要です。 「新・旧の区分」は、保険料控除証明書等に記載されている新旧区分を記載してください。

※地震保険料控除 保険等の対象となった「家屋等に居住または家財を利用している者等の氏名」は、本人または、生計を一にする親族であることが必要です。

※配偶者特別控除申告書の使用について 以下の条件のうち1つでも該当する場合には、記入の必要はありません。 ①ご本人の所得金額が1,000万円を超えている。 ②配偶者の年の収入が103万円以下である、または141万円以上である。 (配偶者の合計所得金額の計算手順) ①平成26年1月1日から12月31日までの給与収入総額(12月は概算でも可)を記入します。 ②計算式に当てはめて、所得金額を算出します。 ③②で算出した金額を「配偶者の合計所得金額」に記入します。 ④配偶者特別控除額の早見表により、③の金額が該当する控除額を「配偶者特別控除額」に記入します。

※社会保険料控除 国民年金など、直接支払った社会保険料を記載します。 給料から差し引かれた社会保険料は記載しません。 平成17年分の年末調整より、国民年金及び国民年金基金の控除を受けるために控除証明書類が必要になっています。 他の生命保険料や損害(地震)保険料控除証明書などと一緒にご記入をお願いします。